

審 議 票

R4.3.3

Ⅲ-1

審議項目	適正な管理, 安全管理措置		
関係規定	現行条例		新法
	第12条, 第13条		第65条～第68条
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・「個人情報管理責任者」の設置など	・従事者の義務など	・漏えい等の報告等
新条例への規定の可否	・ 内部管理等に係る規律については、条例に規定できるものと考えられる。		

※ 関係規定は、別紙参照

項 目 と 論 点	1 適正管理のための体制	① 講じるべき「安全管理のための必要かつ適切な措置」の具体的な内容 ② 「個人情報管理責任者」の設置に係る条例の規定の要否
	2 委託等に伴う措置・従事者の義務	① 個人情報を取り扱う事務を委託する際の留意点 ② 職員等以外にも、指定管理や委託（再委託を含む。）による事業の従事者及び行政機関等における派遣労働者の義務が新法に明記されること。
	3 漏えい等への対応	① 事故防止の方策 ② 漏えい等について、新たに個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務付けられること。

考 え 方 （ 案 ）	<1について>	① 個人情報管理責任者を核とした体制の確保、チェックシートを用いた各職員による定期的な自主点検、各職層（新規採用職員、情報化推進支援員、所属長など）を対象とした研修の実施、デジタル化の進展に合わせたセキュリティ対策などの取組を一層徹底していく。 ② 個人情報の適正な管理のための責任体制を明確にするため、引き続き「個人情報管理責任者」を置くことを新条例に規定したい。
	<2について>	① 引き続き、委託先選定時における相手方の個人情報保護体制の確認、委託契約書等における個人情報保護の遵守の明記、履行状況の確認などを徹底する必要がある。
	<3について>	① 漏えい等を発生させない事前の体制づくりが重要であり、「<1について>①」及び「<2について>①」の取組を徹底していく。 ② 現行の「事故対応の手引」をアップデートするなど、個人情報保護委員会への報告について制度所管課を窓口とする体制を整備するとともに、新たに義務付けられる報告や通知の趣旨等を庁内にしっかり周知していく。

主 な 意 見	<2について>	○ 委託事業者が受託業務で取得した個人情報を他の業務目的に利用することは、法律上可能であったとしても、市民感情としては許容できないものであり、個別契約で制限すべきではないか。 ○ 新法の安全管理措置の規定による担保がなく、個別の契約で対応せざるを得ないようなことについては、契約内容等について組織的な対応が必要ではないか。
	<3について>	○ 漏えい等があった時の本人への通知は重要であり、個人情報保護委員会への報告は不要であっても本人には通知するものの類型を定めることも考えられるのではないか。
<p>（考え方（案）の是非に関する意見の状況） 上記意見が付加されたほかは、考え方（案）に対する異論はなかった。</p>		